

## 議案第43号

### 狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「対象」を「、対象者」に改め、同項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定（「対象」を「、対象者」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

平成26年8月29日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

#### 提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。